

個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）

（対照表）※改正箇所的项目番号等は、改正前の該当箇所を指す。

改正箇所	改正前	改正後
【凡例】注)	注) なお、特に断りのない限り、本事務対応ガイドにおいて示す法令の条番号は、本事務対応ガイドの公表日（令和7年12月12日）時点の条番号を示すものとする。	注) なお、特に断りのない限り、本事務対応ガイドにおいて示す法令の条番号は、本事務対応ガイドの公表日（令和8年4月1日）時点の条番号を示すものとする。
【改正等履歴】	（記載なし）	令和8年4月 政令及び規則改正に係る改正内容（令和8年4月1日施行に係るもの）を反映したほか所要の修正を行った。
3-1-1(1)① 表中	<u>国際博覧会推進本部 令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成31年法律第18号）第2条</u>	（削除）
3-1-1(1)① 表注)	注) 以上は <u>令和7年10月1日</u> 時点において存続するもの	注) 以上は <u>令和8年4月1日</u> 時点において存続するもの
3-1-1(1)②	「内閣府設置法第49条第1項及び第2項に規定する機関」とは、内閣府に外局として置かれる委員会及び庁並びにそれらの外局に置かれる委員会及び庁を指す。具体的には、内閣府の外局として、公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、金融庁、消費者庁及び子ども家庭庁が置かれている。したがって、本項の規定により、内閣府及び宮内庁とともに、これらの <u>4委員会3庁</u> が法の対象となる。	「内閣府設置法第49条第1項及び第2項に規定する機関」とは、内閣府に外局として置かれる委員会及び庁並びにそれらの外局に置かれる委員会及び庁を指す。具体的には、内閣府の外局として、公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、 <u>サイバー通信情報監理委員会</u> 、金融庁、消費者庁及び子ども家庭庁が置かれている。したがって、本項の規定により、内閣府及び宮内庁とともに、これらの <u>5委員会3庁</u> が法の対象となる。
3-2-2 政令第1条	<u>(8) 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被</u>	<u>(8) 介護保険法（平成9年法律第123号）第201条の2第1項</u>

	<u>保険者証にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号</u>	<u>に規定する被保険者番号等</u>
3-2-2 規則第3条	<u>規則第3条</u> <u>令第1条第8号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、同号に規定する被保険者証の番号及び保険者番号とする。</u>	(削除)
4-2-1(2)	「合理的に認められる」とは、社会通念上妥当であると客観的に認識されるとの趣旨であり、行政機関等の恣意的な判断による変更を認めるものではない。 <u>例えば、許認可の審査のために提出された申請書を当該許認可に係る統計作成の目的で利用する場合には、</u> <u>「相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲」に該当する。</u>	「合理的に認められる」とは、社会通念上妥当であると客観的に認識されるとの趣旨であり、行政機関等の恣意的な判断による変更を認めるものではない。
6-1-2-1(4)①	① 開示請求者の氏名に旧姓を用いることについては、添付する書類などの確認を通じて本人と同一性を担保できる限りにおいて認められる。	① 開示請求者の氏名に旧姓を用いることについては、添付する書類などの確認を通じて本人と同一性を担保できる限りにおいて認められる（ <u>資料2を参照のこと。</u> ）。
6-1-2-2(2)② (※)	(※) 開示等請求において法定代理人の資格の有無を確認するために同一の地方公共団体の機関内で管理する戸籍簿の情報を参照することは、一般に <u>法第69条第2項第2号</u> の規定に基づき可能と考えられる。	(※) 開示等請求において法定代理人の資格の有無を確認するために同一の地方公共団体の機関内で管理する戸籍簿の情報を参照することは、一般に <u>法第69条第2項第2号</u> の規定に基づき可能と考えられる。
6-1-2-2 【表1】(1)ア	・運転免許証、健康保険の資格確認書、 <u>個人番号カード</u> 、 <u>住民基</u>	・運転免許証、健康保険の資格確認書、個人番号カード、在留カ

<p>本人確認書類欄</p>	<p><u>本台帳カード（住所記載があるもの）</u>、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書、小型船舶操縦免許証、運転経歴証明書、猟銃・空気銃所持許可証、宅地建物取引士証、国民健康保険の資格確認書、後期高齢者医療保険の資格確認書、船員保険の資格確認書、私立学校教職員共済制度の資格確認書、国家公務員共済組合の資格確認書、地方公務員共済組合の資格確認書、恩給証書、児童扶養手当証書、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳等（以上は政令第22条第1項第1号に通常該当する書類）</p> <p>・上記書類をやむを得ない理由により提示又は提出できない場合に、代替として有効な書類になり得ると考えられるもの（政令第22条第1項第2号）： 上記書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換書類、旅券、<u>住所記載のない住民基本台帳カード</u>、船員手帳、海技免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、電気工事士免状、調理師免許証、外国政府が発行する外国旅券、印鑑登録証（地方）、療育手帳（愛の手帳、愛護手帳、みどりの手帳）（地方）、敬老手帳（地方）、り災証明書（地方）、国立</p>	<p>ード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書、小型船舶操縦免許証、運転経歴証明書、猟銃・空気銃所持許可証、宅地建物取引士証、国民健康保険の資格確認書、後期高齢者医療保険の資格確認書、船員保険の資格確認書、私立学校教職員共済制度の資格確認書、国家公務員共済組合の資格確認書、地方公務員共済組合の資格確認書、<u>介護保険の被保険者証</u>、恩給証書、児童扶養手当証書、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳等（以上は政令第22条第1項第1号に通常該当する書類）</p> <p>・上記書類をやむを得ない理由により提示又は提出できない場合に、代替として有効な書類になり得ると考えられるもの（政令第22条第1項第2号）： 上記書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換書類、旅券、船員手帳、海技免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、電気工事士免状、調理師免許証、外国政府が発行する外国旅券、印鑑登録証（地方）、療育手帳（愛の手帳、愛護手帳、みどりの手帳）（地方）、敬老手帳（地方）、り災証明書（地方）、国立大学の学生証等</p>
----------------	---	--

	大学の学生証等	
6-1-2-2 【表1】(1)ア 留意事項欄	④ <u>住民基本台帳カードについては注5を参照。</u> ⑤ <u>外国人登録証明書については注6を参照。</u>	④ <u>外国人登録証明書については注5を参照。</u> ⑤ <u>介護保険の被保険者証については注6を参照。</u>
6-1-2-2 【表1】注2	注2 【資格確認書の取扱い】医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）により、保険者番号及び被保険者等記号・番号について、「告知要求制限」の規定が設けられていることから、告知要求制限に抵触することのないよう、資格確認書の取扱いには十分注意する（資料2を参照のこと。）。	注2 【資格確認書の取扱い】医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）により、保険者番号及び被保険者等記号・番号について、「告知要求制限」の規定が設けられていることから、告知要求制限に抵触することのないよう、資格確認書の取扱いには十分注意する（資料3を参照のこと。）。
6-1-2-2 【表1】注5	注5 【住民基本台帳カードの経過措置】 <u>住民基本台帳カードは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う総務省関係政令の整備に関する政令（平成27年政令第301号）附則第9条の規定により、次に示す時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能である。</u> ○旧住民基本台帳法第30条の44第9項の規定により <u>住民基本台帳カードの有効期</u>	(削除)

	<p><u>間が満了した場合等においてその効力を失う時又は番号法に基づき個人番号カードの交付を受ける時のいずれか早い時</u></p>	
6-1-2-2 【表1】注6	注6 【外国人登録証明書の経過措置】	注5 【外国人登録証明書の経過措置】
6-1-2-2 【表1】注	(記載なし)	注6 【介護保険の被保険者証の取扱い】 <u>全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）により、保険者番号及び被保険者番号について、「告知要求制限」の規定が設けられていることから、告知要求制限に抵触することのないよう、被保険者証の取扱いには十分注意する（資料4を参照のこと。）。</u>
6-1-2-2 【表1】注9	注9 【通知カード及び表面に個人番号が記載されている書類の取扱い】 内閣府大臣官房番号制度担当室参事官及び総務省自治行政局住民制度課長は、平成27年8月28日付け府番第285号及び総行住第102号において、各府省等に対し、番号法第16条の規定に基づく本人確認以外の一般的な本人確認の手続において、通知カード（令和2年5月以降、通知カードによる個人番号の通知は廃止され個人番号通知書に変更）及び表面に個人番号が記載されている住民	注9 【通知カード及び表面に個人番号が記載されている書類の取扱い】 内閣府大臣官房番号制度担当室参事官及び総務省自治行政局住民制度課長は、平成27年8月28日付け府番第285号及び総行住第102号において、各府省等に対し、番号法第16条の規定に基づく本人確認以外の一般的な本人確認の手続において、通知カード（令和2年5月以降、通知カードによる個人番号の通知は廃止され個人番号通知書に変更）及び表面に個人番号が記載されている住民

	票の写し等の書類を本人確認書類として取り扱うことは適当でないと考えられる旨を通知している（資料3）。	票の写し等の書類を本人確認書類として取り扱うことは適当でないと考えられる旨を通知している（資料5）。
6-1-3-1-1(3)① (※3)	(※3) 行政機関においては、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ。以下「情報公開申合せ」という。）（資料4）において、各行政機関は、その所属する職員（補助的業務に従事する非常勤職員を除く。）の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名については、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、公にするものとされている。行政機関においては、本通知により公表を行うこととなる公務員の氏名については、法第78条第1項第2号イに該当するものとして、開示されることとなる。	(※3) 行政機関においては、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ。以下「情報公開申合せ」という。）（資料6）において、各行政機関は、その所属する職員（補助的業務に従事する非常勤職員を除く。）の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名については、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、公にするものとされている。行政機関においては、本通知により公表を行うこととなる公務員の氏名については、法第78条第1項第2号イに該当するものとして、開示されることとなる。
6-1-3-1-1(3)③ (※3)	この点、行政機関においては、行政機関情報公開法において、①氏名を公にすることにより、同法第5条第2号から第6号までに掲げる不開示情報を公にすることとなるような場合、②氏名を公にすることにより、個人の権利利益を害することとなるような場合を除き、行政機関に所属する職員（補助的業務に従事する非常勤職員を除く。）の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名は公にするものとされていることから（情報公開申合せ（資料4）を参照の	この点、行政機関においては、行政機関情報公開法において、①氏名を公にすることにより、同法第5条第2号から第6号までに掲げる不開示情報を公にすることとなるような場合、②氏名を公にすることにより、個人の権利利益を害することとなるような場合を除き、行政機関に所属する職員（補助的業務に従事する非常勤職員を除く。）の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名は公にするものとされていることから（情報公開申合せ（資料6）を参照の

	こと。)、当該職員の氏名について、①及び②に当たらない場合には、「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている」場合に該当する。	こと。)、当該職員の氏名について、①及び②に当たらない場合には、「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている」場合に該当する。
7-4-7(1)①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅券（パスポート）</li> <li>・運転経歴証明書</li> <li>・<u>住民基本台帳カード（住所の記載があるものに限る。）</u></li> <li>・身体障害者手帳等官公庁が発行・交付した各種福祉手帳</li> <li>・外国人登録証明書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅券（パスポート）</li> <li>・運転経歴証明書</li> <li>・身体障害者手帳等官公庁が発行・交付した各種福祉手帳</li> <li>・外国人登録証明書</li> </ul>
7-5(4)	<p>また、事業の直接的な目的が提案者の利益に資するものであっても、<u>事業活動を通じて、当該事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資すると認められる場合は本基準に適合し得るが、提案書記載の事業内容及び添付書類からみて、事業の目的及び内容が反社会的なものであると認められる場合や興味本位の提案であると認められる場合等、事業内容からして提案に係る行政機関等匿名加工情報を利用する必要性が乏しいと認められる場合は、本基準に適合しないこととなる。</u></p>	<p>また、<u>行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業については、社会通念上、適正と認められる事業によって付加価値を創出し、それにより「新たな産業の創出」又は「活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現」のいずれかに寄与する蓋然性を有していれば足りると解される。当該蓋然性を有していると認められる場合には、事業の直接的な目的が提案者の利益に資するものであっても、本基準に適合し得ることとなる。他方、事業の目的及び内容が反社会的なものであると認められる場合や興味本位の提案であると認められる場合等は、本基準に適合しないこととなる。</u></p>
8-1(1)	<p>刑事事件に係る裁判や刑の執行等に係る保有個人情報<sup>を法第5章第4節の適用除外としたのは、これらの保有個人情報は、個人の前科、逮捕歴、勾留歴等を示す情報を含んでおり、開示請求等の対象</sup></p>	<p>刑事事件に係る裁判や刑の執行等に係る保有個人情報<sup>を法第5章第4節の適用除外としたのは、これらの保有個人情報は、個人の前科、逮捕歴、勾留歴等を示す情報を含んでおり、開示請求等の対象</sup></p>

	<p>とすると、前科等が明らかになる危険性があるなど、逮捕留置者、被疑者、被告人、受刑者等の立場で<u>留置場や監獄</u>に収容されたことのある者等の社会復帰や更生保護上問題となり、その者の不利益になるおそれがあるためである。</p>	<p>とすると、前科等が明らかになる危険性があるなど、逮捕留置者、被疑者、被告人、受刑者等の立場で<u>留置施設や刑事施設</u>に収容されたことのある者等の社会復帰や更生保護上問題となり、その者の不利益になるおそれがあるためである。</p>
標準様式第 2-1 4	<p><input type="checkbox"/>個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）</p>	<p><input type="checkbox"/>個人番号カード</p>
標準様式第 2-1 （説明） 1	<p>本人の氏名（旧姓も可）及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により開示決定通知等を行うこととなりますので、正確に記載してください。</p>	<p>本人の氏名（旧姓を用いることも可とする。以下同じ。）及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により開示決定通知等を行うこととなりますので、正確に記載してください。</p>
標準様式第 2-1 （説明） 5(1)	<p>来所して開示請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令第 22 条に規定する運転免許証、個人番号カード（<u>住民基本台帳カード（注）</u>、ただし個人番号通知カードは不可）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、これらの本人確認書類の提示又は提出ができない場合は、開示請求窓口事前に相談してください。</p> <p><u>（注） 住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番</u></p>	<p>来所して開示請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令第 22 条に規定する運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、これらの本人確認書類の提示又は提出ができない場合は、開示請求窓口事前に相談してください。</p>

	<u>号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。</u>	
標準様式第 2-16 2	<input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）	<input type="checkbox"/> 個人番号カード
標準様式第 2-16 (説明) 6(1)	<p>来所して訂正請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令第 29 条において読み替えて準用する同令第 22 条（第 4 項及び第 5 項を除く。）に規定する運転免許証、個人番号カード（住民基本台帳カード（注）、ただし個人番号通知カードは不可）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、本人確認書類の提示又は提出ができない場合は、訂正請求窓口に事前に相談してください。</p> <p><u>（注） 住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。</u></p>	<p>来所して訂正請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令第 29 条において読み替えて準用する同令第 22 条（第 4 項及び第 5 項を除く。）に規定する運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、本人確認書類の提示又は提出ができない場合は、訂正請求窓口に事前に相談してください。</p>
標準様式第 2-24 2	<input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）	<input type="checkbox"/> 個人番号カード
標準様式第 2-24	来所して利用停止請求をする場合、本人確認のため、個人情報の	来所して利用停止請求をする場合、本人確認のため、個人情報の

<p>(説明) 6(1)</p>	<p>保護に関する法律施行令第 29 条において読み替えて準用する同令第 22 条（第 4 項及び第 5 項を除く。）に規定する運転免許証、個人番号カード（<u>住民基本台帳カード（注）、ただし個人番号通知カードは不可</u>）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、本人確認書類の提示又は提出ができない場合は、利用停止請求窓口に事前に相談してください。</p> <p><u>（注） 住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。</u></p>	<p>保護に関する法律施行令第 29 条において読み替えて準用する同令第 22 条（第 4 項及び第 5 項を除く。）に規定する運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、本人確認書類の提示又は提出ができない場合は、利用停止請求窓口に事前に相談してください。</p>
------------------	--	--

この他、Ⅷ 資料編として、「個人情報の保護に関する法律等に基づく申請等の氏名の旧姓使用について（通知）」（改正後の資料 2）及び「介護保険の被保険者番号等の告知要求制限について」（改正後の資料 4）を追加する。